有効期間別みなし認定期間と例外ルール適用表

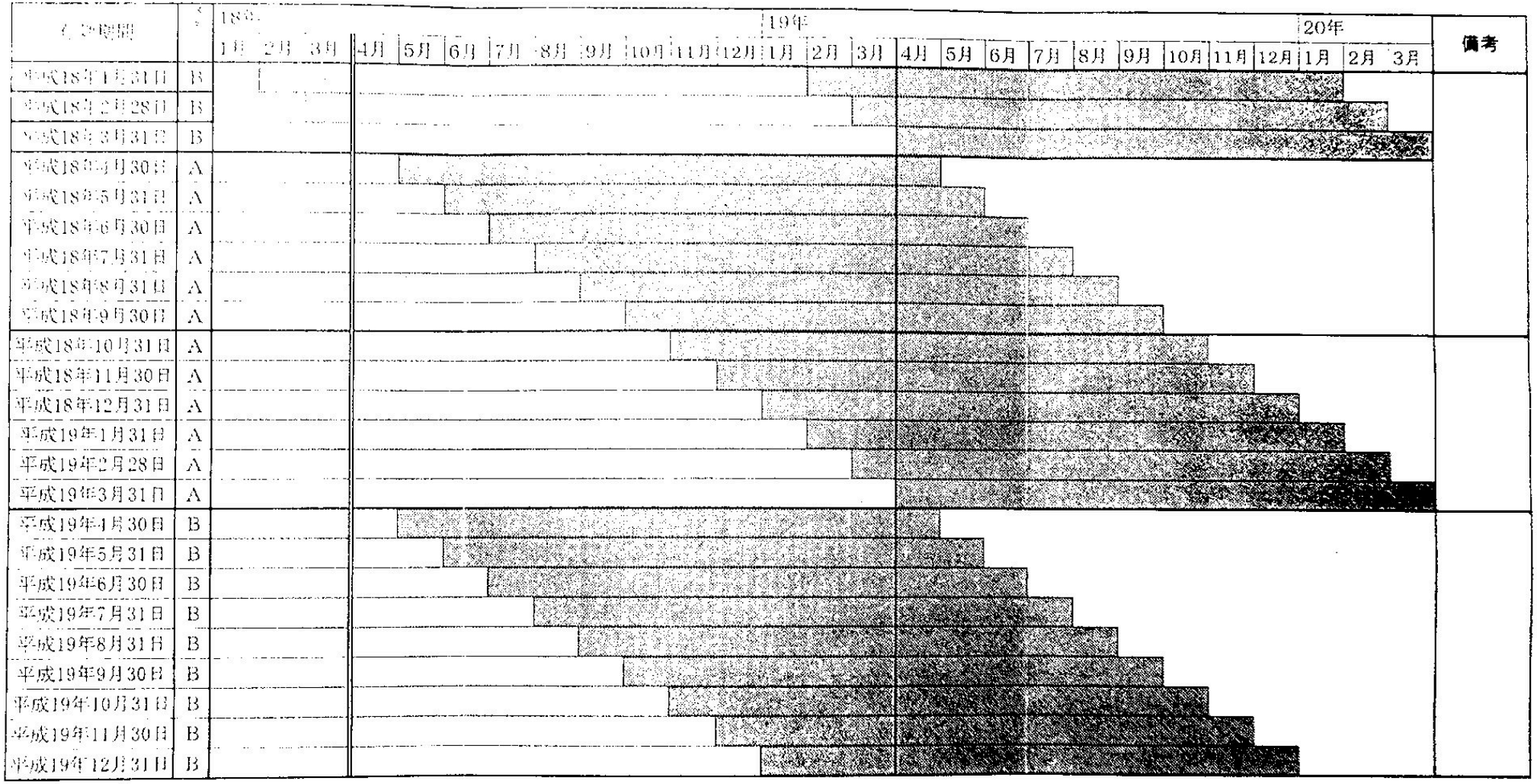

：旧制度認定更新期間　：旧法有効期間（18年4月以降みなし認定期間）　：本則認定期間（原則1年）

Aパターン：平成18年3月31日までにみなし更新申請を行い、現行制度有効期間が平成19年3月31日までの場合
平成19年3月までのみなし更新と、従前制度有効期間終了後から1年の新制度部分の認定（本則支給認定）

Bパターン：平成18年3月31日までにみなし更新申請を行い、従前制度有効期間が平成19年4月1日以降の場合、
平成19年3月までの「従前制度有効期間の終期の『月』末」までのみなし更新と、1年の本則支給認定（＝従前制度有効期間）